

## 資料編

### ① 群馬師範学校 矢島鐘二 教諭について

明治 16 年（1883 年）9 月 19 日、群馬県倉賀野町 327 番地に生まれる。明治 34 年 3 月、群馬県立前橋中学校卒業。明治 36 年、日本体育会体操学校高等本科卒業。同年 9 月、岡山県師範学校助教諭となる。その後、栃木県栃木中学校教諭を経て、大正 2 年 4 月、群馬県師範学校教諭となる。その間、県立沼田中学校教諭を兼任する。昭和 9 年、福島県師範学校に転勤、後に兵庫県体育主事、秋田県公立中学校・女学校長などを歴任。晩年は郷里倉賀野へ帰る。著書に『群馬県における基本的体育の経過』がある。昭和 35 年（1960 年）死去。

矢島は、大正初期「西の鳥取、東の群馬」といわれた群馬の学校体育を創り出した中心的指導者。県の招きにより、群馬県師範学校教諭として着任。当時、群馬は全国的に見て壮丁検査の成績が悪く、体操の振興による青年の体位向上を考えていたときであった。彼は体育振興のためには実施方針の必要を痛感、「群馬県体操科指導案」を編成する。「事實は最大の雄弁なり。」「体育に先んずるものは実行なり。」の信念で徹底した実践指導を精力的に展開。ろく木、跳箱、平均台、はん登棒などの施設を利用した器械・徒手・教練の「矢島式体操」を委嘱され、県下各地の学校を指導した。その中でも、特に東小（佐波郡東村）、赤堀小（同郡赤堀町）、藤岡小（藤岡市）、薄根小（沼田市）は「群馬の体操の四天王」といわれた。著書には『小学校遊技の理論および実際』『群馬県ニ於ケル基本体育ノ経過』『スポーツマンの精神』等がある。

（群馬県教育史 別巻人物編 群馬県教育委員会 昭和 56 年 3 月 pp94）

### ② 太田市立鳥之郷小学校の取組

「55 年間の体育人生」 渡邊實太郎 より一部抜粋

私は三年ころから十六年まで鳥之郷小学校の体操主任であった。鳥之郷小学校の体操研究会は、五年より十六年まで十二年間、毎年六月中旬、春蚕（はるご）と田植えの中間に開催され、八年から新聞記事に写真入りで出るようになり、埼玉・栃木県からも参加者が来た。十年ころからは平素でも参観者が度々あり、付近の学校からは児童を引率して来るようになった。また、六月ころになると、新聞記者が督促に来て写真を撮って行き、全国版にも出るようになった。

十四～十五年ころになり、小金井の陸軍飛行学校が出来てからは、飛行学校の生徒が金山に行軍、鳥之郷児童の空中回転・跳動運動・鉄棒の連続を見て、実にうまいなあと感激していった。十六年の研究会には、案内状を出さない中島飛行製作所からも五名の視察が派遣された。この時の講師は文部省督学官栗本義彦先生（今の日本体育大学長）で、随員を三名つれて来て、講評で日本一の折り紙をつけられた。講評のあと模範体操も見せてくれた。この日の参観者は校庭一杯で、授業の邪魔になる程であった。17 年からは大東亜戦争のため、研究会を開くことができなくなった。

（太田市体育史 30 年のあゆみ 太田市体育協会 昭和 55 年 9 月 pp5）

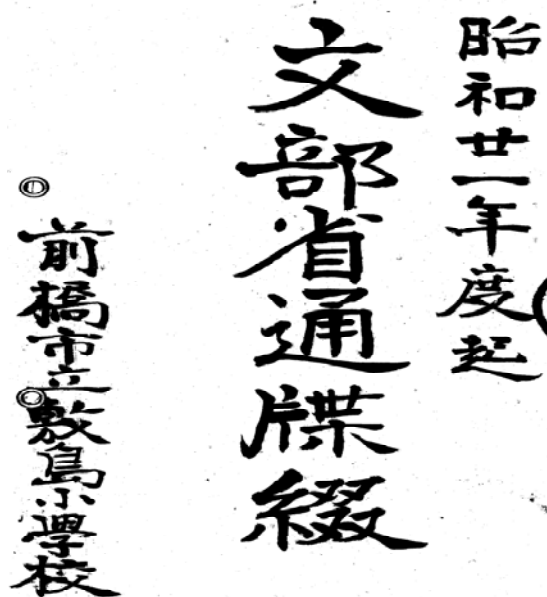
③体錬科教授要項(目)取扱に関する通牒  
(前橋市立敷島小学校 文部省通牒綴より)

(前橋市立敷島小学校 文部省通牒綴 表紙)

① 昭和20年10月25日 前橋市長  
前橋市各国民学校長 及び  
前橋市青年学校長 殿

1 時局の急変に伴う学校体育に関する件

標記の件に関しては、9月9日附「学徒軍事教育並 戦時体錬 及び 学校防空関係諸訓令の措置に関する件」及 「教 10月3日附「時局の急変に伴う学校教育に関する件」の通牒に基き、之の徹底に関し ご配慮中のことと存ずるも左記(下記)の事項は正課、正課外を問わず当然廃止せざるべきことを其筋よりも通牒あり之たるにより之の措置に付ても万遺憾なきを期せられ度



記

1、銃剣道

2、国民学校 及び 女子中等学校に於ける教練

但 教練の廃止に依り生ずる授業時数は体操に充当すること

尚不動の姿勢、右(左)向、後向、方向変換等 体操の実施上必要なる教材の実施は なきこと

※ 網掛け部分は判読不能

②昭和21年1月18日 前橋市長

各国民学校長  
青年学校長 殿

学校体錬科関係事項の処理徹底に関する件

終戦に伴ふ学校体錬科関係事項の処理に関しては 数次の通牒に依り～万全を期せられつつあることと存ずるも 一部に尚遺憾の点存ずるを以て 之が処理徹底方に関し一段のご配慮相成度 特に左記の事項については 細心の注意有るべき上 重ねて其筋の通牒も有之候條 右趣旨を厳守し万遺憾なきを期せられ度

追而 学校教練用銃器並びに武道具処理については 処理状況に並びに左記事項に関し 現地進駐郡より 直接指示注意又は指導等を受けたる事実の有無し 並びに其顛末 1月22日迄に報告相成度

1、学校の内外を問わず軍事教練的色彩を一掃すること

体錬、作業等実施中の態度指導方法等は素より 体操、作業時間外に於ける集合、行進、敬礼、登下校時等の方法に関しても習慣、伝統等の如何を問わず 軍事教練的色彩は即時之を一掃し 苟も右に関し誤解を招くがごときことなき様厳に留意すること

例えば 登下校の整列行進(之が撤廢にあたりては交通事故を起こさざる様 十分個人的訓練を行

うこと) 或は校外外に於ける教練独特の躰等

2、教練用銃兵器等の処理に遺憾なきを期すること

学校備品又は私物を問わず総て所定の方法に依り徹底的に之を処理し 苟も温存隠蔽の誤解を招くことなき様一掃の注意を行うこと

3、学校又は付属施設に於いて武道を実施せしめざること

昭和20年11月26日(教)通牒により武道の教授は之を中止し 且校友(学友)会運動部等学校の関与する施設に於いても之を実施せしめざることと致したるも 個人的趣味に基く実施に関しては尚誤解を招く虞あるを以て爾今学徒の発意如何に拘わらず学校内又は学校附属の施設 或いは学校途次等に於ても一切を実施せしめざること

尚 昭和20年12月3日付(教)通牒に依り 武道具は徹底的に処理しつつあるも学校備品としての武道具は個人貸与又は拂下其他 適切なる方法に依り之を処理し学校内に之を一切保存せざることとし武道場は体操場等に転用すること

(文部省通牒綴 前橋市立敷島小学校編 昭和21年度起 群馬県総合教育センター蔵)

#### ④ 米国教育使節団の報告書

##### 体 育

(米国教育使節団報告書 表紙)

学校は身体を強壮にし、調整し、その使いこなしかたを教えるほかに、スポーツマンシップとの協同の精神とが本来もっている価値を認めるべきである。家庭や袋路で行うことが出来、しかも身体を調整する価値をもった運動と競技とを、極力発達させなければならない。出来ることなら、これらを男女共学の遊技に応用すべきであり、その施設は大して経費はかからない。国民学校、中等学校、専門学校等の体育に当てられた時間は、充分である。しかし、大学程度の学校にも同様の授業を加えるべきである。

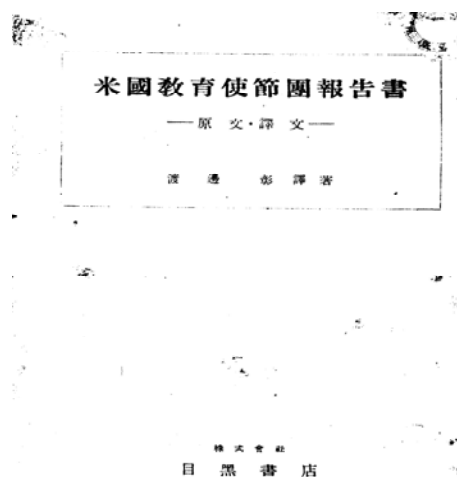
なぜならば、大学では学生はあまり身体を休めるこ

ともなく長時間勉強し勝ちだからである。また、現在よりもっと多くの女教員に、女子の体育面の活動を充当させ、体育計画を改善する措置を講じなければならない。

何はさておき、まず、第一に体育施設の回復を勧めたいものである。

教師の委員会は、新教師用指導書の創案に着手しなければならない。そして、教師養成の方法は、健康や体育や娯楽の近代化知識に照らして展開させなければならない。そのためには研究の必要がある。体育協会並びに青年団を含んだ非軍事的競技団が再びその活動を始めるように奨励すべきである。我々の信ずるところでは、日本は体育の点では前進が可能である。その組織は多くの長所を持っており、その人的要素は西洋諸国と比べて遜色がない。民主教育に対して貢献する可能性は確に多大なものがある。

(米国教育使節団報告書 目黒書店 昭和22年6月発行 pp36 群馬県総合教育センター蔵)



## ⑤ 学校体育指導要綱(昭和22年6月22日発行)

### 一、体育の目的

体育は運動と衛生の実践を通して人間性の発展を企図する教育である。それは健全で有能な身体を育成し、人生における身体活動の価値を認識させ、社会生活における各自の責任を自覚させることを目的とする。

二、体育の目標 体育の目的から導き出される主なる目標を示せば次のようである。

#### (一) 身体の健全な発達

次の事項に関する理解と熟練と態度を養う。

- 1、正常な発育と発達
- 2、循環、呼吸、消化、排泄、栄養等の諸機能向上
- 3、機敏、器用、速度、正確、リズム
- 4、力及び持久性
- 5、神経系の活力と支配力
- 6、仕事にも健康にもよい姿勢と動作
- 7、自己の健康生活に必要な知識
- 8、疫病その他の身体的欠陥の除去

#### (二) 精神の健全な発達

次の事項に関する理解と熟練と態度を養う。

- 1、体育運動に対する広い健全な興味と熟練
- 2、勝敗に対する正しい態度、レクリエーションとしてのスポーツの正しい認識
- 3、健康活動の広い知識
- 4、身体動作を支配する意志力
- 5、状況を分析して要点を発見する力
- 6、適切な判断と敢行力
- 7、指導力
- 8、油断のない活発な心のはたらき

#### (三) 社会的性格の育成

次の事項に関する理解と熟練と態度を養う。

- 1、明朗
- 2、同上一他人の権利の尊重
- 3、礼儀
- 4、誠実
- 5、正義感—フェアプレー
- 6、団体の福祉及び公衆衛生に対する協力
- 7、性に対する正しい理解
- 8、克己と自制
- 9、法及び正しい権威に対する服従
- 10、社会的責任能力を果たす力
- 11、状況に応じてよい指導者となり、よい協力者となる能力

⑥ 昭和28年の学習指導案(太田市立毛里田小学校 体育学習指導案 坂本 充氏)

○本時の展開の部分

段階	学習活動	留意点	評価
準備運動 一分	1 徒手体操 ラジオ体操(第一)	○必要に応じて行うように助言してやる	○十分に準備できたか ○各運動の目的を知っていたか
	2 馬とび	○動作は機敏に	○スムーズにできたか
	3 話し合い	○努力目標をかためる	
主運動 三分	4 マット運動 前後回転	○体のバランスをとる ○他の人のを見て工夫して行う	○正しい姿勢でできたか
	5 柔軟運動	○恐怖心を起こさせない ○補助者・始め軽く→極限へ	○恐怖心を起こさなかったか
	○前屈 ○開脚 ○後屈	○段階別に程度をたかめて行う	○目標に到達したものが何人いるか
	6 縄跳び ○8の字、他	○協力して楽しく行うようにする	○みんな楽しんでやったか ○上手にとべたか
整理運動 三分	7 徒手体操 ○上下肢 ○全身 ○呼吸	○軽快にリズム的にされる	○整理運動の目的を理解してやれたか
反省 二分	8 話し合い	○反省・自己評価・衛生指導を行う	○動作は機敏で秩序正しくできたか ○前時に比較して進歩が認められたか

## ⑦ 昭和33年3月 教育課程審議会の答申

(体育科・保健体育科に関わる部分。この答申により、基準性の強化された学習指導要領が告示されることになる。)

○ 小学校・中学校教育課程の改善について(答申)(昭和33年3月15日)

<小学校>

- ① 目標をいっそう明らかにし、学年の児童発達段階に応じて、内容の精選充実を図るとともに、指導の程度を示すこと。
- ② 体育科においては、集団活動とその安全、秩序に必要な基礎的指導を強化し、また体育学習全般の能率を高めるために、望ましい基準とその取扱方を示すこと。
- ③ 体育科における保健学習については、各学年を通じて、健康・安全の習慣の育成に努めるとともに、特に高学年においては、保健に関する初歩的理解を得させるよう、その内容を充実し、これを明示すること。
- ④ 体育に関する教師の指導力を高めるため、教員養成と現職教育の強化を図ること。
- ⑤ 施設・設備の充実とその適切な運営を図ること。

<中学校>

- ① 運動種目を精選し、学年の生徒発達段階および性別に応じてその程度と内容の重点を明示すること。
- ② 保健学習と体育学習との指導時数の割合は現行通りとし、両者の関連をいっそう緊密にし、その学習効果を高めること。
- ③ とくに保健学習については、理科及び新たに設ける技術科との関連についていっそう調整を図り、それぞれの分担を明かにすること。

<参考文献>

- ① 「群馬県教育史 別巻人物編」 群馬県教育委員会 昭和56年3月発行
- ② 「太田市体育史 30年のあゆみ」 太田市体育協会 昭和55年9月発行
- ③ 「文部省通牒綴」 前橋市立敷島小学校編 昭和21年起
- ④ 「米国教育使節団報告書」 目黒書店 昭和22年6月発行
- ⑥ 「下山田地区小学校部会研究会資料」 山田郡教育会 昭和28年度